

◎新潟県告示第390号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により、悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定（平成15年12月新潟県告示第2148号）の一部を次のとおり改正し、平成28年4月1日から実施する。

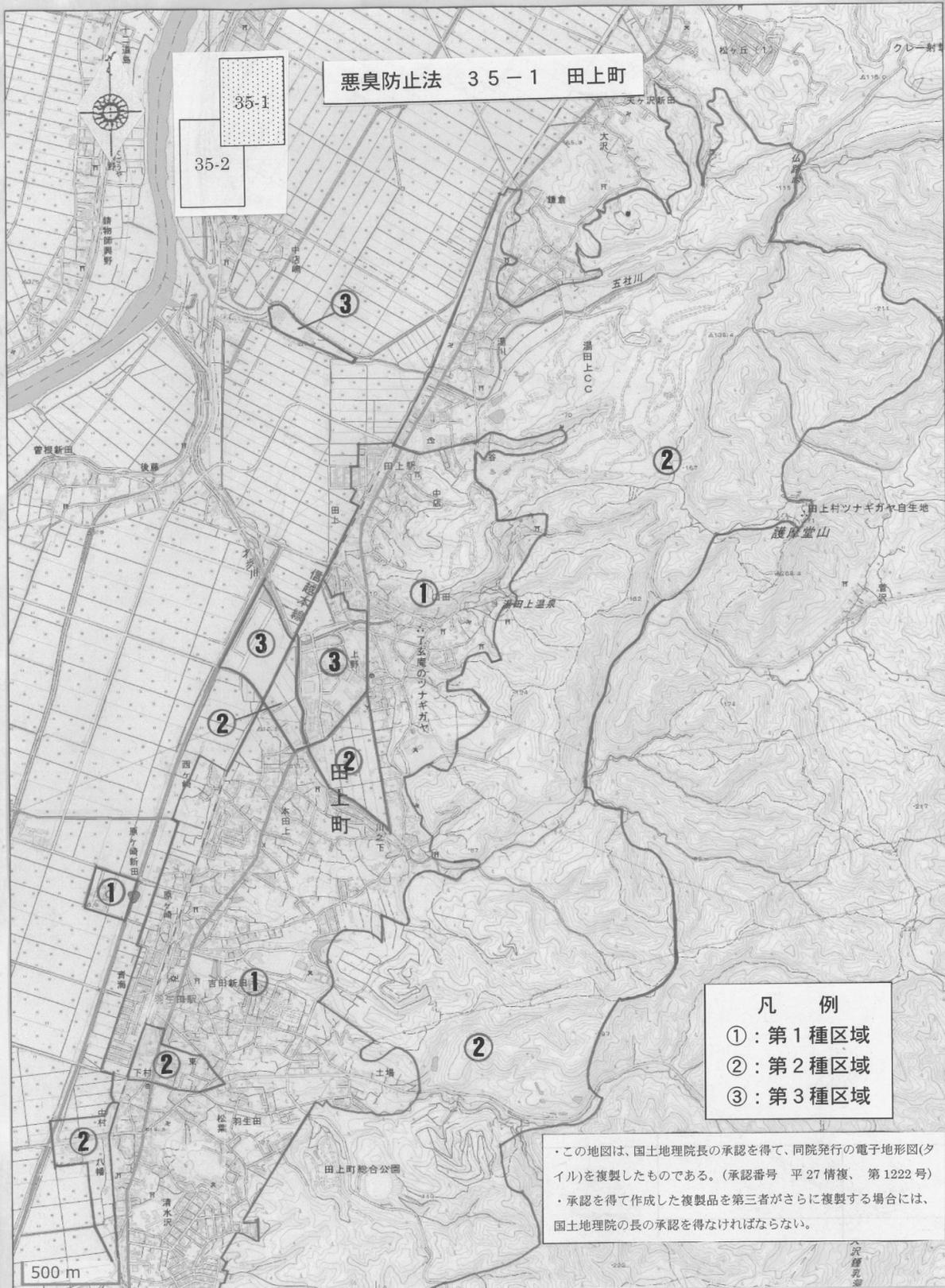
平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

別表35を次のとおり改める。

35 田上町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
第1種区域	別図35-1及び35-2のとおり
第2種区域	別図35-1及び35-2のとおり
第3種区域	別図35-1及び35-2のとおり



悪臭防止法 35-1 田上町

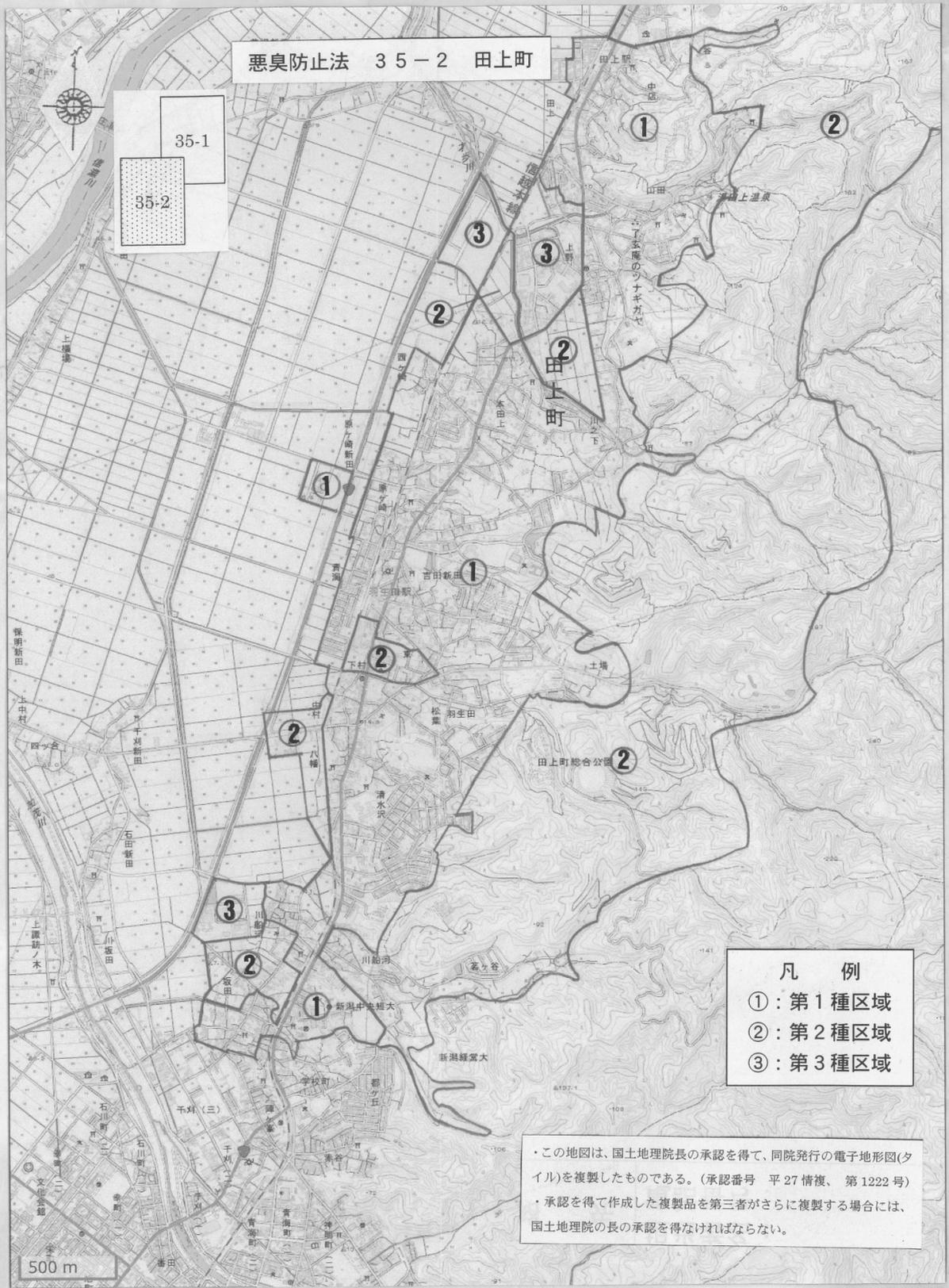
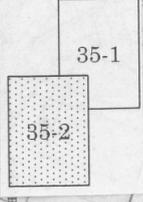
35-1
35-2

- 凡 例**
- ①：第1種区域
 - ②：第2種区域
 - ③：第3種区域

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 27 情復、第 1222 号)
 ・承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

500 m

悪臭防止法 35-2 田上町



- 凡 例
- ①：第1種区域
 - ②：第2種区域
 - ③：第3種区域

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 27 情復、第 1222 号)
 ・承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。